

内膳奉膳について

——高橋安曇二氏の関係を中心として——

後 藤 四 郎

内膳司は令制において宮内省の管轄に属し、その職掌は職員令に規定されている如く、供御の調製、供進であつた。その職員としては奉膳二人、典膳六人、令史一人の外に、膳部四十人、使部十人、直丁一人、駟使丁二十人が配属されている。而してこの内膳司において特に注目される点は、その長官たる奉膳の定員が二名と規定されていることである。

令制の八省以下の官司の中で二名の長官を置く官司は、他にこれを見ることはできない。ここに内膳司のもつ特異な点を見ることができるのであるが、更に興味あるのは、奈良時代において、この二名の奉膳には、高橋、安曇二氏が任ぜられる場合が多く存したことである。そしてこの二氏が、共に内膳司に職を奉ずることによつて、その間に自ら対立を生じ、奈良時代を通じて相争うという事態が見られることは、高橋氏文によつて周ねく知られているところである。私はこの小論において、右に記した如き奈良時代における内膳奉膳の実状を検討し、高橋、安曇二氏の対立の経過とその意義について考えてみたいと思う。

内膳司の長官である奉膳の定員が二名と規定せられ、高橋、安曇二氏が之に任ぜられる場合が多かつたと先に記したが、具体的には如何なる状態であつたろうか。

令の条文の中には、この二氏が内膳奉膳に任ぜられるべきことについては、何らの規定も存しない。併しながら、続日本紀神護景雲二年二月癸巳条には

是日。勅。准_レ令以_三高橋安曇二氏_二任_二内膳司_一者為_二奉膳_一。其以_二他氏_一任_レ之者。宜_三名為_二正_一。

とあつて、これによつてみると内膳奉膳には高橋、安曇二氏を以て任ずるのが原則であり、他氏を以て之に任ずるのは例外であつたことを知ることができる。⁽¹⁾而してこの勅によつて、今後他氏を内膳司の長官に任ずる時は、内膳正と称して、高橋、安曇二氏を長官に任じた場合と区別されることになつたわけである。(事実この日に布勢王が内膳正に任ぜられている。)

ところで一体高橋、安曇二氏は、如何なる理由によつて、奉膳に任ぜられる様になつたのであろうか。

高橋氏文によると、高橋氏は、膳臣の遠祖であり、且高橋氏の祖でもある磐鹿六廬命が、景行天皇の御代に御膳の事に奉仕して以来の伝統を以て事に与つていたのであり、又安曇氏は、その祖大浜宿禰が、応神天皇の御代に海人の騒ぎを鎮めて「海人之宰」となつて以来御膳の事に奉仕することになつたという⁽²⁾。津田左右吉博士は、膳氏は大膳の調理者であり、安曇氏はその材料の供給者であつたと考えて居られる⁽³⁾。恐らく高橋、安曇二氏は、この様な大化前代以来の伝統をもつていることによつて、律令制の成立する過程において、内膳司の組織の中に組み入れられることになつたのであらう。内膳司の長官たる奉膳の定員が二名と規定せられたことも、供御の調製、供進の上における、この二氏の立場を考慮したからであらう。

この様に大化前代における氏の職掌が令制の中にもち込まれている例は他に幾つもみられるが、この内膳司の場合は、その点が特に顕著なものであらう。

要するに、内膳司の長官たる奉膳には、大化前代以来の伝統に基いて、原則として高橋、安曇二氏が任ぜられる慣例が存した様である。

右の様な事情の下にあつたと考えられる内膳司の長官の実情を考えてみるために、管見に入つた奈良時代末期までの奉膳及び典膳の人名を表示すると次の如くである。

第一表

人 名	職 名	出 典	年 時	備 考
直広 ⁽⁴⁾ 紀朝臣真人	奉膳	日本書紀	持統天皇元年正月	年時は就任又は 在任の時期を示す
正六位上 安曇宿禰刀 ⁽⁵⁾	奉膳	高橋氏文	霊龜二年十二月	
從七位上 高橋朝臣平具須比	典膳	同	同	天平勝宝三年二月には正六位下(續紀)
外從五位下 高橋朝臣国足 ⁽⁶⁾	奉膳	大日本古文書二	天平十七年四月	
正六位上 采女朝臣比等	奉膳	同	同	同
正八位上 雀部朝臣真人	典膳	同	同	
正八位下 栗前連東麻呂	典膳	同	同	同
高橋朝臣広道 ⁽⁷⁾	典膳	大日本古文書十	天平宝字二年八月	
從五位下 高橋朝臣子老	奉膳	五統日本紀	天平宝字三年十一月	同
從五位下 高橋朝臣老麻呂	奉膳	同	天平宝字六年四月	
(布) 勢王 ⁽⁸⁾	内膳正	同	神護景雲二年二月	同
從五位下 安曇宿禰諸繼	奉膳	同	宝龜元年十一月	
(山) 辺王 ⁽⁸⁾	内膳正	同	宝龜五年三月	同
安曇宿禰広吉 ⁽⁸⁾	高橋氏文	宝龜六年六月	同	
從五位下 高橋朝臣波麻呂	同	同	宝龜七年三月	同
從五位下 安曇宿禰浄成	奉膳	統日本紀	宝龜十年六月	
高橋朝臣祖麻呂	奉膳	同	延暦十年十一月	同
正六位上 安曇宿禰繼成	奉膳	高橋氏文	同	
類聚	高橋氏文	同	同	同

内膳奉膳の相当位は正六位上であるため、任命の記載を原則として五位以上に限っている続日本紀にはその人名が現われない場合が多く、内膳奉膳の実状を考える上には、右の表は極めて不備たるを免れないが、

これによつてみても内膳奉膳十例の中八例までが高橋氏若しくは安曇氏であり、例外は紀朝臣真人と采女朝臣比等の二例にすぎず、内膳司における高橋、安曇二氏の特異な立場を察することができる。ところが奈良時代の後半に入ると先に述べた如く、神護景雲二年二月の勅によつて、高橋、安曇二氏以外の者を以て内膳司の長官に任ずる時は、奉膳と呼ばず、内膳正と称することが定められてくる。このことは、従来は臨時の例外にすぎなかつたものが、何らかの事情を背景にして、一つの方針として打ち出されてきたのではないかという推測を導く。而もこれ以後、内膳正に任ぜられる者が、後に述べる如く王氏であることも、そこに何らかの事情の伏在することを思わせる。そこで次に奈良時代における高橋、安曇二氏の関係について考えてみよう。

二

奈良時代において、高橋、安曇二氏が内膳奉膳に任ぜられる慣例の存したことは先に述べたところであるが、同じく内膳司に職を奉ずるこの二氏の関係が如何なるものであり、又如何なる結果に終つたかについて、簡明にこれを示すものは、次に引用する類聚国史の一文である。

延暦十一年三月壬申。流_二内膳奉膳正六位上安曇宿禰_一繼成於佐渡国_一。初安曇高橋二氏常爭_二供_二奉神事_一行立前後_上。是以去年十一月新嘗之日。有_レ勅以_二高橋氏_一為_レ前。而繼成不_レ遵_二詔旨_一。背_レ職出去。憲司請_レ誅_レ之。特有_二恩旨_一以_レ減_レ死_一。⁽⁹⁾

これによつてみると、高橋、安曇二氏は、以前より神事に奉仕する場合の行立の前後について互に争つていたが、延暦十年十一月の新嘗の祭事に奉仕する際、勅によつて高橋氏が前に立つことと定められたにも拘らず、奉膳安曇宿禰繼成は詔旨に遵わず、職務を抛擲して退出した結果、佐渡に流されるという処分を受けるに至つたという。

この様な結果に終つた高橋、安曇二氏の対立がこゝに至るまでに、二氏の関係は如何に推移するであろうか。この問題について考えるべき材料として、本朝月令や政事要略等に引用されている高橋氏文が存する。只高橋氏文は、高橋氏が内膳奉膳として奉仕する自家の立場を主張するために、その歴史的由来を述べたものであつて、それ故自家の有利を計らんとする意図が根柢にあるので、その記述が常に真実を伝えているか否かは問題の存するところである。それにしても、二氏の関係を具体的に伝えるものとしては、先に引用した類聚国史の一文の外にはこの氏文しかないのであるから、⁽¹⁰⁾とも角これを中心として考察を進めてゆくことにしよう。

前節において記した如く、高橋氏はその祖磐鹿六鴈命が、景行天皇の御代に供御の調進に奉仕して以来この職に携つてきたと伝えられ、又安曇氏は、その祖大浜宿禰が応神天皇の御代に海人の騒乱を鎮めて以来供御の事に奉仕することになつたと伝えられる。とに角この二氏は、大化前代以来の永い伝統を背景として、令制の成立以後職を内膳司に奉ずることになつたわけであるが、奈良時代に入ると間もなく、二氏の対立が

表面化してくる。即ち、これまで内膳司が神事に奉仕する際には、その行立において高橋氏が常に前に立つて事に従つていたところ、靈龜二年十二月の神今食の日に、時の奉膳正六位上安曇宿禰刀は、典膳從七位上高橋朝臣乎具須比に向つて、「官長年老」であることを理由に己が前に立つことを求めたが、乎具須比は、「神事之日。供_二奉御膳_一者膳臣等之職。非_二他氏之事_一。」として之を拒否したため争論となり、その結果は勅判により、累世の神事改むべからずとして、従前通り高橋氏の先行が認められた。その後二氏の間に争論はなかつたのであるが、宝龜六年六月の神今食の日に至り、安曇宿禰廣吉は、高橋朝臣波麻呂と再び神事の際の行立の前後について争い、結局において、廣吉が上中の袂を科せられることによつてこの事件は落著したが、その後廣吉はその家記に偽辭を加えて上申し、目的を達した。これによつて、高橋氏は敢えて披訴することはなかつたけれども、憂憤の中に時を過していた。たまたま延暦八年に至り、朝廷においては二氏の家記を進めしめ、日本書紀をも調査の結果、高橋氏が前に立つべきことを認めたが、「事經_二先朝_一不忍_二卒改_一。思_二欲令_二一先一後彼此無_二憂_一」として、二氏をして交互に行立を前後せしめることを定められた。然るに延暦十年に至り、奉膳安曇宿禰繼成は頻りに争つて前に立たんとし、勅裁により高橋氏が前に立つべきことが定められるや、職務を捨てゝ退出するに至つた。

以上が高橋氏文に収められた延暦十一年の太政官符を通じて知られる高橋、安曇二氏の抗争の概略である。

右によると、高橋、安曇二氏は、神事に奉仕する際の行立の前後について、靈龜二年に始めて相争い、その後宝龜六年に至り、高橋朝臣波麻呂と安曇宿禰廣吉とが衝突するまで、二氏の間に事がなかつた様に記されているが、この点に就いてはなお検討して見る必要がある様に思われる。それは先に引用した神護景雲二年二月の勅との関係においてである。先に述べた如く、この勅によつて、今後高橋、安曇二氏以外の者を内膳司の長官に任じた時には、奉膳とは呼ばず、内膳正と称することが定められたのであるが、この時期において、内膳司に対してこの様な措置がとられたということは、如何なる意味をもつものであるうか。この点に就いて考えてみるために、続日本紀以下の国史に現われた内膳正の人名を列挙すると次の如くである。

第二表

人 名	出 典	年 時	備 考
布勢 從五位下 王	続日本紀	神護景雲二年二月	年時は就任又は在任の時期を示す
山辺 從五位上 王	同	宝龜五年三月	
小倉 從五位上 王	日本後紀	延暦十八年十二月	
安倍朝臣兄雄 從五位下	同	大同元年四月	内膳權正
岡 從五位下 於 王	続日本後紀	承和五年十一月	
愛宕 從五位下 王	同	承和六年二月	
安 從五位下 棟 王	同	承和十年二月	
並山 從五位下 王	同	承和十二年八月	

高五位下 叡	王	同	承和十五年二月
從五位下 清原真人真貞	文德実録	天安二年七月	
連扶 從五位下	三代実録	貞觀元年二月 同 六年三月	
正峯 從五位下	同	貞觀三年五月	
令扶 從五位下	同	仁和二年二月	
弘道 從五位下	同	仁和三年六月	

右の表を一覧すると、十四例の中、安倍朝臣兄雄と清原真人真貞を除く外は凡てが王氏であることに氣附かれる。このことは、神護景雲二年以後、高橋、安曇二氏以外の者を内膳司の長官に任ずる時は、原則として王氏を以て之に充てる方針であつたことを示すものであろう。⁽¹¹⁾

ところで、内膳司の長官として高橋、安曇二氏以外の者が任ぜられて内膳正となつた場合、内膳正と内膳奉膳との関係、特に定員の問題は如何なつてゐるであらうか。この場合内膳司の長官は内膳正一名だけであつたのか、それとも内膳正一名の外に内膳奉膳一名が別に置かれていたのであらうか。即ち、職員令の規定通り、内膳司の長官の定員は、どこまでも二名であつて、内膳正一名、内膳奉膳一名という形になつたのであろうか。⁽¹²⁾ 滝川政次郎博士は、「高橋安曇二氏以外の者が長官となつた場合には定員は一人で、奉膳とはいはず内膳正ということになつてゐる。」と述べて居られるが、この点に就いては、なお考慮する余地がある様に思われる。そこでこの問題について考えてみるに、第二表の冒頭

に見える布勢王は、神護景雲二年二月に内膳正に任ぜられ、⁽¹⁴⁾ 宝龜二年閏三月に内匠頭に任ぜられているから、この間内膳正として在職したとことと一応考えられるが、第一表によると、この間の宝龜元年十一月には、安曇宿禰諸継が典膳より奉膳に転じているから、この時期には、内膳正布勢王と内膳奉膳安曇宿禰諸継が共に内膳司の長官として在任したことになる。又時代は下るが、三代実録によると、從五位下高橋朝臣淨野は、天安二年十一月から貞觀四年四月まで内膳奉膳であつたことが知られ、⁽¹⁷⁾ 而もこの間の貞觀元年二月には第二表に見られる如く、連扶王が内膳正に任ぜられ、⁽¹⁸⁾ 尋いで同三年五月には、右兵庫頭に転じた連扶王の後任として、正峯王が内膳正に任ぜられている。⁽¹⁹⁾ 又連扶王は貞觀六年三月再び内膳正に任ぜられ、⁽²⁰⁾ 元慶二年四月まで在任しているが、この間の貞觀八年正月には、内膳奉膳從五位下高橋朝臣枝並の存在を知ることができ、⁽²²⁾ これらの事例から見て、内膳正一名は、内膳奉膳の定員二名の中の一名を占めるものであつて、他に内膳奉膳一名が任ぜられるものと考えられる。⁽²³⁾

この様に考えて差支えないとするならば、次に問題となるのは、内膳正の任命のある時には、内膳奉膳は一名しか存在できぬこととなり、高橋、安曇二氏の中何れかは、内膳司の長官の地位に就く機会を喪うことになるという点である。

神護景雲二年以前においても、高橋、安曇二氏が必ずしも常に内膳奉膳として並び任ぜられていたわけではないけれども、原則としては高

橋、安曇二氏が内膳奉膳に任ぜられる慣例であつたと思われるのであるから、神護景雲二年二月の勅によつて、内膳正が任命せられた時の結果が右の如きものであるとするならば、そこには当局者の或る意図が潜んでいるものと思わざるを得ない。臆測するならば、それは高橋、安曇二氏が内膳奉膳として同時に任ぜられることを避けようとする意図を含んだ措置なのではあるまいか。恐らく靈龜二年以後においても、高橋、安曇二氏の対立は、たとえ表面に華々しく現われることはなくとも、何らかの形で続いており、供御の調製、供進という重要な任務に携わる内膳司において、このような事態の存することを当局者としては放置しておくことができず、遂にかゝる措置を取つたのではなからうか。その際、先に述べた如く、内膳正としては原則として王氏を任用したことも、高橋、安曇二氏とは別格の家柄の者を起用することによつて、二氏の何れとも新しい対立を惹き起すことを避けようとする慎重な用意に基くものではあるまいか。

要するに、内膳司の長官に関してこの様な措置が取られたということには、高橋、安曇二氏の対立がその背景に存したことを思わしめるものがある。併しながら、この時期における二氏の対立の実状が如何なるものであつたかに就いては之を知る手掛りがない。只一言附け加えるならば、右の勅の見える神護景雲二年以後、高橋、安曇二氏の内膳司における勢力に多少の消長があつたのではないかと認められる点が存する。

高橋氏文に収められている延暦十一年の太政官符は、宝龜六年六月の

神今食の日における高橋朝臣波麻呂と安曇宿禰広吉との対立を記した後、

其後広吉等。妄以_レ偽辭_二加_二附氏記_一。以_レ此申聞。自得_レ為_レ先、因_レ茲高橋朝臣等。雖_レ不_二敢披訴_一而憂憤之狀稍有_二顯出_一。

と述べているが、これによつてみると、宝龜年間の後半において、内膳司における高橋氏の勢力が後退し、それに対して安曇氏が優位を占めていたことは明らかであろう。而してこの様な状態は宝龜の初年にまで遡るのではないかと私は考える。先に述べた如く、宝龜元年十一月に典膳正六位上安曇宿禰諸継が従五位下に昇叙されると同時に奉膳に任ぜられた時、他方には布勢王が内膳正として在任し、それ故この時には高橋氏は内膳奉膳の地位に就いていなかったと考えられる。このことは、この宝龜の初年において、内膳司における高橋、安曇二氏の関係が、安曇氏の優位の裡にあることを思わせる。そしてこの様な関係が引続いて、先に述べた様な宝龜年間の後半の状態に連るのではなからうか。

以上の様に考えて、私は神護景雲二年二月の勅以後内膳司における安曇氏の勢力は高橋氏に対して優位を占める様になつたものと推測するのである。併しながら、その後事情は又変化した様で延暦八年には、二氏をして互に神事の際の行立を前後せしめることとなり、高橋氏の立場は安曇氏と対等のところまで回復された様である。これに対し、安曇氏はかゝる措置に不満を抱き、遂に延暦十年十一月の新嘗の日以内膳奉膳安曇宿禰継成は職務を抛擲して退出し、その結果佐渡国に配流されること

になつたことは、本節のはじめに記した通りである。而してこの事件を契機として、安曇氏は内膳司における伝統的な立場を失つたらしく、これ以後内膳奉膳に同氏の名を見出すことができず、その地位は高橋氏の独占に帰した様である。官職秘抄の諸司正の項に

内膳奉膳高橋氏中撰其人任之

とあり、又詠百寮和歌に内膳奉膳について

高橋の氏に備るつかさをば猥りにたれか望わたらん

と詠まれているのも、この様な高橋氏の、内膳司における独占的立場を示すものであらう。

三

前節において奈良時代における高橋、安曇二氏の対立の実状について述べたのであるが、本節においては、内膳司における職務については夫々永い伝統を背景として奉仕し来つたこの二氏が、如何なる理由によつて対立するに至つたかについて考えてみたい。

既に述べた如く、高橋氏と安曇氏とが供御の事に関与することについては永い伝統が背景にあり、夫々の由来に基いて、夫々大膳の調理者或はその材料の供給者として大化前代以来永く供御の事に奉仕し来つたものと考えられるが、大化前代の如く、官司制の発達が十分でなく、各氏が、夫々の由来に基いて夫々の仕方での職掌に従事している時期に

は、その限りにおいては、二氏が対立すべき理由は存しなかつたであらう。併しながら、大化改新を契機として律令制が成立するに至り、統一的な官司の組織が出来上ると事情は変化してくる。律令制の成立に当り、当局者は、伝統的に供御の事に与る高橋、安曇二氏の立場を考慮して、二氏を共に内膳奉膳として任用する様措置したのであらうが、このことが、二氏の対立を惹き起す直接の原因となつたものと思われる。と言うのは、高橋、安曇二氏が新しい統一的な組織の中に組み込まれ、同じ立場に立つて同じ職掌に相並んで携ふことになれば、それ自体において対立の要素を含んでゐるのみならず、更に二氏の間には、古い伝統が依然として生きてゐると同時に、その反面において新しい組織に基く新しい立場が生れてくる筈である。靈龜二年十二月神今食の日に、神事に奉仕する際の行立の前後について、奉膳安曇宿禰刀と典膳高橋朝臣平具須比が相争つた時、刀がその主張の根拠として、己が「官長年老」であると云つてゐるのは極めて示唆的である。そこでは古来の伝統は考慮せられず、只官職の上下と年齢の老若が取り上げられてゐるだけである。而もこの主張に対して平具須比は、「神事之日供_二奉御膳_一者膳臣等之職。非_二他氏之事_一。」としてこれを拒否してゐるのであるが、この両者の主張を対比してゐる時、そこに極めて象徴的なものの存するのを感じる。私はこゝに新しい組織から生れる新しい立場と、古き伝統との対立を見得る様に思う。

一体令制において、官人の行立の前後は如何に考えられているであろうか。養老公式令の

凡文武職事散官、朝参行立。各依^レ位次^ニ為^レ序。位同者。五位以上。即用^ニ授位先後^一。六位以下以^レ齒。親王立^レ前。諸王諸臣。各依^ニ位次^一。不^レ雜分列。

という規定によれば、朝参行立の前後は位次によつて定められ、同位の場合は、五位以上については授位の先後により、又六位以下にあつては年齢の多少によつて決定せられることになつてゐる。又官位令集解には、

位処也、位列也。^(中略)職掌所事。謂^ニ之官^一。朝堂所^レ居。謂^ニ之位^一也。

とあり、「位は朝堂における座居であり、序列であり、座次である⁽²⁴⁾」のであつて、これらによつてみれば、行立の前後は原則として位次によつて定められることになつてゐる。⁽²⁵⁾（神事の際の行立も他に拠るべき規定がないとすればこの規定が拠り所とされるであらう。）大宝令においても同様であつたとすれば、⁽²⁶⁾霊龜二年当時において、奉膳正六位上安曇宿禰刀が、典膳從七位上高橋朝臣平具須比に対して前に立つことを要求したことは、彼が位階においても官職においても優位にあり、又同位の場合の基準たる年齢においても長じていたことを考えれば、当然であると言わねばならない。恐らく大化前代以来の伝統においては、膳氏の系統を引く高橋氏の方が優先的に神事に奉仕して来たことは事実であらう。

併しながら、高橋、安曇二氏が相並んで同じ立場で内膳司に職を奉ずる

ことになれば、安曇氏が高橋氏と対等の立場を要求することになるのは当然であり、更に進んで位階においても、官職においても優位にあり、又年長でもあるということになれば、必然的に自己の立場を強く主張することになるわけである。

要するに、安曇氏は新しい組織から生ずる新しい立場に立つて自己の発展を計らうとするものであり、高橋氏は古き伝統によつて自家の地位を維持してゆこうとしているものと言えよう。

律令制という新しい政治組織から生れる新しい立場と古き伝統との関係は、律令制の初期には屢々問題となつた事柄と思われるが、高橋、安曇二氏の問題もその一つと考えられる。政府当局としても常にこの二つを考慮する必要があつたことは、奉幣使の問題について永く相争つていた中臣、忌部二氏の繫争に対する大同元年八月の裁決の中にも伺うことができる。

先^レ是中臣忌部両氏各有^ニ相訴^一。中臣氏云。忌部者。本造^ニ幣帛^一。不^レ申^ニ祝詞^一。然則不^レ可^ニ以^一忌部氏^ニ為^ニ幣帛使^一。忌部云。奉幣祈禱。是忌部之職也。然則以^ニ忌部氏^一為^ニ幣帛使^一。以^ニ中臣氏^一可^レ預^ニ稜使^一。彼此相論。各有^レ所^レ據。是日勅命。據^ニ日本書紀^一。天照大神閉^ニ天磐戸^一之時。中臣連遠祖天兒屋命。忌部遠祖太玉命。掘^ニ天香山之五百箇真坂樹^一。而上枝懸^ニ八坂瓊之五百箇御統^一。中枝懸^ニ八咫鏡^一。下枝懸^ニ青和幣白和幣^一。相與致^ニ祈禱^一者。然則至^ニ祈禱事^一。中臣忌部並可^ニ相預^一。又神祇令云。其祈年月次祭者。中臣宣^ニ祝詞^一。忌部班^ニ幣帛^一。踐祚之日。中臣奏^ニ

天神寿詞。忌部上^ニ神璽鏡劍。六月十二月晦日大祓者。中臣上^ニ御秋麻。

東西文部上^ニ秋刀。読^ニ秋詞^一。中臣宣^ニ秋詞^一。常祀之外。須^下向^ニ諸社

一供幣帛者。皆取^ニ五位以上卜食者^一充^レ之。宜^下常祀之外。奉幣之使。

取^ニ用兩氏^一。必當^中相半^上。自餘之事。專依^ニ令條^一。

右の裁決の内容を見ると、それは先づ日本書紀を検討して中臣、忌部二氏の職掌の歴史的由来を調査すると共に、神祇令の規定を参照して現在における二氏の役割の基くところを確かめ、結局において、争の中心たる奉幣使の問題については、二氏を平等に相手らしめるという結論になつてゐる。政府当局としては、現実の組織を支える律令の規定と、古き伝統との双方を考慮した上で、二氏の争論を裁決したものと思われる。高橋、安曇二氏の争に対して、延暦八年に下された裁決も恐らく同様な立場に立つてのものであらう。高橋氏文収めるところの延暦十一年の太政官符は之について

去延暦八年為^レ有^ニ私事^一各進^ニ記文^一。即喚^ニ二氏^一勘^ニ問事由^一。兼搜^ニ檢日本紀及二氏私記^一。乃知^ニ高橋氏之可^レ先^一。而事經^ニ先朝^一不^レ忍^ニ卒改^一。思^ニ欲令^ニ一先一後彼此無^レ憂^一、雖^レ未^レ勅^ニ所司^一。而每^レ臨^ニ祭事^一。宣^ニ知二氏^一通令^ニ先後^一。

と伝えているが、恐らく政府当局としては、日本書紀や夫々の家記を検討して古来の慣例を調べると共に、公式令の規定などをも参照して、結局は二氏をして平等に神事に供奉せしめようとしたものと思われる。

むすび

以上内膳司の長官たる内膳奉膳の、奈良時代における実状を検討して、その背景には終始高橋、安曇二氏の対立の存することを確かめ、更に二氏の対立の根本的な原因について考えたのであるが、それは要するに、大化前代において、夫々の由来に基いて、夫々の仕方、夫々の職掌に奉仕した各氏が、律令制と言う統一的な組織の中に組み込まれたことによつて惹き起された対立の一つの例であり、そこには又、新しい組織から生れる新しい立場と古き伝統との対立という一面が認められるのであつた。そして奈良時代の末期に至り、この二氏の対立が一つの結末に達し、以後内膳奉膳の地位が高橋氏の独占に帰したということ、は、大化前代以来の古い型態が、律令制という新しい框の中で一世紀近い時間の経過の後、漸く落着いた状態に達したことを意味する。この様な事例は他にも多く存したと思われる。中臣、忌部二氏の争も同様の場合であらう。この場合にも、平安時代の初期に至り、その対立が一つの頂点に達して一応の裁決を下されたことは、本文においても少しく触れるところがあつたが、結局は中臣氏の優位の中に忌部氏が勢力を失うに至つたことは周知の通りである。これらの事例が何れも、奈良時代の末期から平安時代の初期にかけての一時期に結末に達しているということには興味深いものがある。

註

- (1) 延喜式部式に「凡内膳司長官。除高橋安曇二氏外為正」とある様に、この勅の主眼とするとところは、後半の部分、即ち高橋、安曇二氏以外の者を内膳司の長官に任じた場合は、これを内膳正と称するという点にある。
- (2) 「本朝月令」六月朔日内膳司供忘火御飯二事条及び六月十一月神今食祭事条所引高橋氏文
なお高橋氏と膳氏との関係に就いては、吉村茂樹博士の説かれる如く、高橋氏は膳氏の分流と考えるべきであろう。「同博士「国司制度における志摩守の特殊性」(国司制度崩壊に関する研究) 所収」
- (3) 津田左右吉博士「日本上代史の研究」第一篇上代の部の研究
- (4) 紀朝臣真人は、日本書紀朱鳥元年九月甲子条に「次直広肆紀朝臣真人誅膳職事」とあるから、少くとも天武朝の末年以来奉膳の職に就いていたものと思われる。
- (5) 安曇宿禰刀は、高橋氏文によると従五位下と記されているが、続日本紀神龜四年正月庚子条に、正六位上から従五位下に昇叙されていることが見えるから、靈龜二年には恐らく奉膳の相当位たる正六位上であろう。
- (6) 万葉集卷三の「悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌」の左注により、天平十六年七月に奉膳高橋朝臣某の存在を知り得るが、この高橋朝臣は国足と同一人かもしれない。続日本紀に国定の奉膳任命の記事の見えないのは、彼が正六位上から外従五位下に昇叙される天平十五年五月癸卯以前に奉膳に任ぜられたからではあるまいか。
- (7) 高橋朝臣広道の名を含む「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」は、大日本古文書十五では天平宝字五年の所に収められているが、最近の研究では、この文書の成立は、天平宝字二年八月と推定されている。(田中卓氏「唐風官名よりみたる仲麻呂政権の実体」社会問題研究 第六ノ一 野村忠夫氏「所謂上階官人歴名断簡補考」神祇大輔中臣毛人等 続日本紀研究 第三ノ七 田中氏は天平宝字二年八月癸卯より同月甲午の間と推定、野村氏は同月癸卯と推定している。
- (8) 高橋氏文に見える安曇宿禰広吉と高橋朝臣波麻呂の位階と職名は明らかでない。

- (9) 類聚国史第八十八巻刑法一
- (10) 高橋、安曇二氏の関係を記しているのは高橋氏文に収められている延暦十一年三月の太政官符であるが、これに就いて吉村博士は、「この延暦十一年の太政官符は他の何物にも見えぬ貴重なものである。しかし一方からいへば、或は之を偽作とする考もあるかもしれない。殊に高橋氏が自家に有利な立場を示す唯一の材料としてあるとすれば尚更である。しかしこれは又別の方面からも研究されるべき問題である。この官符を偽作とすれば、日本後紀の欠けたそれを、類聚国史にうかがひうる安曇氏配流の事件に関する記事も自然に問題となるわけで、延いては日本後紀の編纂に関する様な事にもならうから、この如き問題は軽々に扱ふべからざるものである。」(前掲論文)と述べて居られる。私は、この太政官符は偽作とまではゆかなくとも、高橋氏の立場よりする潤色の加えられている可能性は多分にあると考える。
- (11) 官職秘抄の諸司正の項に「正親内膳已上王氏任之」とある。
- (12) 神護景雲二年二月の勅によつても、又延喜式部式の規定によつてみても、内膳奉膳二名の外に更に別に内膳正が任ぜられたということは考えられないから、内膳正が任命された時の内膳司長官の定員は、本文に挙げた二つの場合以外には有り得ないであろう。
- (13) 滝川政次郎博士「上代の隅田川兩岸地帯——高橋氏文を中心として——」国学院雑誌五六ノ五
- (14) 続日本紀神護景雲二年二月癸巳条
- (15) 同 宝龜二年閏三月戊子条
- (16) 同 宝龜元年十一月丁丑条
- (17) 三代実録天安二年十一月廿五日条及び貞觀四年四月七日条
- (18) 同 貞觀元年二月十三日条
- (19) 同 貞觀三年五月廿日条
- (20) 同 貞觀六年三月八日条
- (21) 同 元慶二年四月二日条
- (22) 同 貞觀八年正月七日条

②③ 職原鈔には次の如く記されている。

内膳司唐名向食局掌御膳事

正一人相当正六位上 唐名同奉膳一人相当同近代奉膳乃為正、高橋氏相伝任之、

右は高橋氏が内膳司における独占的地位を確立した時期の状態を示すものであろうが、内膳正と内膳奉膳の定員は、内膳正が始めて任命された時から右の通りであつたのであろう。

②④ 竹内理三氏「律令官位制に於ける階級性」(「律令制と貴族政權第一部」所収)

②⑤ 延喜式部式の元正行列次第条、諸節会行列次第条、非執政二位条等によつてみると、行列次第の前後の決定について位次の外に官次が考慮されている。官職を重んずる立場からすれば、位次のみによつては律し切れないものがあつたのであろう。(同様の簡条は既に弘仁式、貞觀式等にも見ら

れる。)法曹類林に収められている明法家の勘文には屢々、令条による位次か、式文による官次かが問題とされている。

なお大嘗会や大赦の如き神事の際の行立の前後についても公式令や、式の規定によつて論ぜられている。(同書卷二百公務八)

②⑥ 統日本紀和銅六年四月乙卯条に「始制。五位以上同_二位階_一者。因_二年長幼_一。以為_二列次_一。」とあるところから見ると大宝令には同位の場合の規定がなかつたかとも考えられる。併しながら、この年に至つて五位以上について年齢の長幼によることが定められたとすれば、規定のない六位以下についてもそれが一つの拠り所とされるのではなからうか。養老令では年齢の長幼は六位以下の基準とされ、五位以上については別に授位の先後という基準が設けられていることは本文に記した通りである。

②⑦ 日本後紀大同元年八月甲午条